

# 生徒心得概要

## Ⅰ 校内生活

学校生活は個々の生徒の学習の場であるとともに、集団的な学習の場であるから、生徒は責任をもった秩序ある行動をとらなければならない。

### (1) 登下校、欠席、遅刻、早退、忌引、身上変更

ア 生徒は、始業5分前までに登校する。

遅刻の場合は、職員室で遅刻届を記入の上、入室許可を得る。

イ 欠席、忌引、遅刻のときは、午前8時10分までに保護者が学校へ連絡する。

なお、忌引き日数は次の基準による。

① 父母7日 ② 祖父母3日 ③ 兄弟姉妹5日 ④ 曾祖父母、伯(叔)父母 1日

ウ 早退、外出、欠課をするときは、HR担任に申し出て許可を受ける。

ただし、公認の欠課は別とする。

エ 完全下校時刻は午後7時30分とする。

オ 入学時に届け出た身上等に変更が生じた場合は、速やかに身上変更届をHR担任に提出する。

### (2) 施設・設備の保全

ア 施設・設備を使用するときは責任者の許可を得る。

イ 施設・設備の取扱いは丁寧にし、落書き、破損等をしない。

ウ 紛失、破損等した場合は、速やかに責任者又はHR担任に報告しその指示を受ける。

### (3) 掲示・出版

ア 掲示は所定の掲示板、黒板を使用する。掲示内容、責任者氏名、掲示期間を明記し、生徒課に届出てその許可を受ける。

イ 掲示時間の終了したものは責任者が直ちに除去する。

ウ 各種の出版物、印刷物を編集発行する場合は、生徒指導主事の許可を受ける。

#### (4) 災害防止

ア 許可なく校内で、火気、ガス、薬品等の危険物を取り扱わない。

イ 消火器、防火扉、火災報知機等の機械機器には、みだりに触れない。

#### (5) 衛生

ア 自宅又は近隣に感染症が発生したときは、通学の可否について学校の指示を受ける。

イ 感染症発症又は発症の恐れのある者は、速やかに治療し、他に感染させることのないよう注意する。

## 2 服装・容儀

服装は常に清潔・質素・端正を旨とし華美にならない。

#### (1) 服装

制服は黒の詰襟型、ブレザー型とし、詰襟型には本校所定のボタンをつけ、左襟に襟章をつける。

#### (2) 夏季服装

指定のワイシャツとする。ただし、天候の状況、気候に応じて着用期間を変更することがある。

#### (3) 防寒着

ア コート:特に指定は設けない。

イ セーター:黒又は紺、グレー、白のVネックセーター(上着の裾や袖口からはみ出ないもの)

#### (4) 履物

ア 靴:黒・こげ茶の革短靴又は運動靴とする。(運動靴の色の指定はしない)

イ 靴下:華美でないもの(単色、ワンポイントまで)とする。ストッキングは黒又はベージュとする。

ウ 上履き:学校指定のものとする。

### (5) 持ち物

ア 学校指定のバッグは特にないが、自転車通学者は交通安全上リュックサック型の方がよい。

イ 学習活動に必要なもの以外は持参しない。

ウ 携帯電話は校内に持ち込んでもよい。ただし、朝 SHR 時から帰 SHR 時までには電源を切る  
こととする。

### (6) 頭髪

常に清潔に高校生らしく整髪する。

## 3 交際

生徒間の交友は円滑に保ち、特に男女間の交際は明朗健全なものでなければならない。

## 4 校外生活

校外生活も校内生活と同様、自己を磨く生活の場であることを心得て、生徒としての自覚を堅持し、良識ある行動をとらねばならない。

## 5 交通安全

交通規則を厳守し、事故のないように努める。

(1) 運転免許証の取得は原則として認めない。

(2) 自転車通学を希望する者は届け出て許可を受ける。その際、自転車保険又は総合保険に必ず加入する。

※令和5年4月より自転車利用者に対してヘルメット着用努力義務となっています。令和8年4月からはヘルメット所持義務化となりました。本校では登下校時、ヘルメットの着用を推奨しています。御検討ください。

(3) 自転車通学者は次の諸点には特に注意する。

① 並進 ② 二人乗り ③ 片手ハンドル ④ 無灯火 ⑤ 傘さし運転 ⑥ 携帯電話の使用

⑦ イヤフォンやヘッドフォンをつけて音楽等を聴きながらの運転

(4) 交通違反又は交通事故の場合は適切な処置を取り、警察官の指示に従い速やかに学校又はHR担任にその旨を報告する。

## 6 表彰・生徒指導

- (1) 生徒として他の生徒の模範とするに足るときは、校長がこれを表彰する。
- (2) 生徒としての本分にもとり品行不良なものに対し、指導を行う。指導は、説諭、謹慎とする。

本校では規範意識を持ち、充実した学校生活を送るために下記の規定で指導を行う。

### <生徒指導の対象>

飲酒・喫煙 立入り禁止場所への出入り 不正乗車 窃盗・万引き

覚醒剤・シンナー、その他薬物を所持・使用

凶器などの危険なものを所持 脅迫・金品を強要・搾取 盗撮

怠業 考査不正 授業妨害 対教師暴言、暴力 いじめ

無断免許取得・運転 無免許運転 無断アルバイト

不適切なインターネット、SNS の使用 その他高校生としてふさわしくない行為

## 7 部活動

- (1) 運動部(男女)陸上競技・バレーボール・バスケットボール・テニス・弓道

(男子)野球・サッカー・ハンドボール

- (2) 文化部(男女)総合文化(美術、書道)・科学・家庭・吹奏楽・軽音楽 (R8.4.1~)

※なお、男子バレーボール部、卓球部、総合文化茶道班は R7年度より新入生の募集は停止しています。

## 校則を改訂した経緯

1979年の開校以来、伊豆中央高校における校則は、ほとんど変わることがなかった。しかし、一人一台端末の導入や制服改定(令和5年度入学生～)をきっかけに、今までのルールを見直そうという動きが出てきた。

### 令和4年度の動き

7月

生徒会生徒と生徒課長の意見交換が行われ、髪型、防寒着、ジャージの着用、スマホの使用方法などについて取り上げられた。その結果、夏季休業中の登下校は制服となっていたが、制服またはジャージに変更された。

10月

全生徒向けに「校則を変えたい点とその理由について」 구글でアンケートを実施した。

10月21日

「PTAと生徒の懇談会」

参加者はPTA本部役員・理事 5名、生徒会役員(2年 6名 1年 8名)、学校関係者(管理職・生徒会担当・総務課) 11名

「学校生活(校則など)」「中学生が進学したい高校(授業・部活動・制服・施設・交通機関等)」「生徒会の取り組み(SNSの運用)」について、PTA、生徒、職員が意見を交わした。

10月

稲木校長と小田切生徒会長と対談。この中で、生徒会長から「伊豆中生の生の声を聴けるプログラム作成を考えている」との発言があり、それを受けて校長は「伊豆中生に臨むことは、自分自身で考え実行することです。そのために、校則をはじめ、生徒が考え、話し合い、判断する機会を増やしていきたい」と述べている。

11月10日

生徒会長から生徒課長に校則見直しについて提言書が提出された。

12月6日

臨時職員会議

12月21日

職員会議で、提言書の通り校則を改訂することを了承し1月1日から施行することが決定した。

12月22日

生徒会長から全生徒に、校則を改訂し1月1日から施行すると説明された。

よりよい校則にしていくため、今後も必要があれば改訂していく予定である。